

情報提供

那医発第 247 号
令和 7 年 8 月 6 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（再周知）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 5 8 8 号

令 和 7 年 8 月 6 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する 疑義解釈資料の送付について（再周知）

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付についての再周知の通知となっております。

掲題の件につきましては、別添資料にてお示ししたとおり、令和 7 年 7 月 7 日付、沖医発第 438 号にて申し上げたところでございますが、8 月より医療機関の窓口におけるご対応が始まりますことから、改めてご案内申し上げます。

暫定的な取扱いの内容といたしましては、令和 8 年 3 月末までの対応として、有効期限の切れた従来の健康保険証や、「資格情報のお知らせ」のみを持参される患者等が来院された際には、10 割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、患者に対して 3 割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用として差し支えないものとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 【再周知】健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（令和 7 年 7 月 30 日（日医発第 694 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 694 号（保険）
令和 7 年 7 月 30 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

【再周知】

健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について

掲題の件につきましては、添付資料にてお示したとおり、令和 7 年 7 月 1 日付け日医発第 534 号（保険）にてご案内申し上げたところでございますが、8 月より医療機関の窓口におけるご対応が始まりますことから、改めてご案内申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方についてご高配賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

< 添付資料 >

健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付について
(令 7. 7. 1 日医発第 534 号（保険）)

(※ 上記添付資料中に含まれる事務連絡)

- ・ 健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付について
(令 7. 6. 27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課、医療介護連携政策課)
- ・ [参考] 8 月以降の健康保険証の切り替えに伴う対応について
(令 7. 5. 30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課、医療介護連携政策課)

<添付資料>

日医発第534号（保険）
令和7年7月1日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する 疑義解釈資料の送付について

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、多くの市区町村では、本年7月末以降順次、従来の健康保険証の有効期限が到来することになります。

今後、各医療機関においては、有効期限の切れた従来の健康保険証を引き続き持参される患者や、健康保険証の切り替えに伴い通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参される患者等が来院されることも想定されることから、医療機関の窓口で保険資格の確認をする際に混乱が生じる可能性もございます。

このような背景から、今般厚生労働省より、健康保険証の有効期限切れに伴う本年8月以降の暫定的な取扱いが示されましたのでご連絡申し上げます。

暫定的な取扱いの内容といたしましては、令和8年3月末までの対応として、上記のような患者が来院された際には、10割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用として差し支えないものとされております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付について
（令7.6.27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課、医療介護連携政策課）
- ・[参考] 8月以降の健康保険証の切り替えに伴う対応について
（令7.5.30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課、医療介護連携政策課）

別添

令和7年6月27日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) 御中
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料
の送付について

先般、都道府県民生主管部(局)・国民健康保険主管(部)に対して発出した
「8月以降の健康保険証の切り替えに伴う対応について」(令和7年5月30日厚
生労働省保険局国民健康保険課・医療介護連携政策課事務連絡)の中における「8
月以降の受診の際の具体的な対応」に関し、健康保険証の有効期限切れに伴う移行
期の暫定的な取扱いについて、今般、疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたの
で、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い

問 多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効するが、

- ・有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう患者や
- ・健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者に対しては、どのように受給資格の確認をするのか。

(答)

- 受給資格の確認は、受診等の都度、患者本人が提示した情報に基づく資格確認を行う必要があることから、
- ① 患者がマイナンバーカードを利用して電子資格確認を受ける
 - ② 患者が保険医療機関等に資格確認書、又は有効期限内の発行済み健康保険証を提出するのいずれかにより行うことが基本である。
- また、①の資格確認を受けられなかった場合には、
- ・患者のマイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」(※)か、
 - ・患者のマイナンバーカードとマイナポータルに表示する資格情報画面
- によって資格確認を行うことを可能としている。
- (※) 健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という。)を有する被保険者に対して健康保険証の有効期限が切れる前までに送付される。書面上はこのお知らせのみでは受診できない旨が通常記載されている。
- しかし、令和7年8月1日以降、多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効していくことにより、気がつかずに有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう患者、健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者が保険医療機関等を訪れることも当面は想定される。
- 患者が有効期限を迎えた従来の健康保険証からの切り替えやマイナ保険証の電子証明書の有効期限の更新等への対応が必要な中において、こうした場合の移行期の対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、保険医療機関等の現場における実態を勘案すれば、暫定的な対応として差し支えないものとする。
- こうした移行期における暫定的な対応は、最後に切り替わる自治体の健康保険証の有効期限が令和7年12月1日であることに鑑み、令和8年3月末までの対応とし、あわせて、保険医療機関等から患者に対し、次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくよう働きかけることについて御協力いただきたい。

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 30 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

8月以降の健康保険証の切り替えに伴う対応について

医療保険制度の円滑な運営に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。）を基本とする仕組みに移行し、多くの市区町村では、本年7月末以降順次、発行済みの健康保険証の有効期限が到来することになります。その中で、従来の健康保険証の切り替えに伴い、その有効期限の前後において、市区町村に対する資格確認書の交付申請の集中のおそれや、医療機関の窓口でマイナ保険証や資格確認書を持参しない場合（誤って期限切れの健康保険証を持参した場合も含む。）の対応に関する指摘もされているところです。

そういった場合でも市区町村や医療機関の窓口での混乱を回避し、引き続き一定の自己負担割合で保険診療を円滑に受けられるようにする観点から、8月以降の受診の際の具体的な対応について検討しており、追ってお示しをする予定です。詳細については、決まり次第近日中にお示しいたしますので、あらかじめ御承知おきいただくとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村への周知をお願い申し上げます。

（参考）

令和7年3月末に国民健康保険証の有効期限が到来した市町村の状況

令和7年3月末に国民健康保険証の有効期限が到来した市町村の状況

市町村数	国民健康保険 被保険者数 (4月時点)	マイナ保険証 登録率 (4月時点)	マイナ保険証 利用率 (3月時点)	マイナ保険証 利用率 (4月時点)	資格確認書の交付申請件数		
					2/1~2/28	3/1~3/31	4/1~4/30
33	69,083人	58.69%	19.77%	35.50%	174	317	527

(参考) 上記33市町村のうち国民健康保険被保険者数の多い3市町村のマイナ保険証利用率の推移

市町村	マイナ保険証 利用率 (3月時点)	マイナ保険証 利用率 (4月時点)
A	11.80%	29.72%
B	17.53%	32.10%
C	18.79%	40.47%

(注)

- ・マイナ保険証の登録率は、被保険者数に占めるマイナ保険証の利用登録者数の割合。
- ・マイナ保険証の利用率は、各保険者に対し翌月に速報値としてお示ししている、オンライン資格確認の件数に占めるマイナ保険証の利用件数の割合。